

【ユニフォーム等の着用基準の改訂内容について】

ユニフォーム	平成23年度まで	襟付き 半袖のスポーツシャツと裾が膝より上のパンツ、またはスカートとする。ただし、女子のワンピース及び襟なしノースリーブのスポーツシャツ(Tシャツを除く)はユニフォームとみなす。
	平成24年度より	襟(4～6cm)付きで、前立てにファスナーかボタン付きの半袖スポーツシャツ (以下現行通り)
ウェアに関する 特例	平成23年度まで	(1)オーバーウェア及び襟付き長袖スポーツシャツの着用については、大会主催者が認める場合のみ着用可能とする。 (2)アンダーウェア(インナーウェア)の着用については、襟元を除きユニフォームから露出して着用することは認めない。
	平成24年度より	(1) 現行通り (2)アンダーウェア(インナーウェア)の着用については、襟元を除きユニフォームから露出して着用することは認めない。 <u>ただし、長袖アンダーウェアの着用については、大会主催者が認める場合のみ着用可能とする。</u>